４　権利保護保険

(1)　権利保護保険とは

権利保護保険制度とは、事件や事故に基づき損害を被った場合の損害賠償請求を行う場合や、その他自己の法的権利を行使する場合に、その請求や権利行使について弁護士による法律相談を受けたり、弁護士に訴訟等を依頼したとき、必要となる弁護士費用を保険金で賄う制度をいう。保険法や保険実務においては、訴訟費用保険の名称で取り上げられる分野である。

　　　権利保護保険の整備により、市民は一定額の保険料(損害保険に特約として付保される権利保護保険は保険料が低額なものが多い。)を負担しさえすれば、万が一の事件や事故などにより生命、身体または財物に損害を被ったとしても、損害賠償請求権を行使するために必要な法的サービスを不測の経済的負担なしに受けることができるようになった。

　　　権利保護保険は、1920年代における自動車の普及(motorization)に伴い、ドイツなどで顕著な発展を見せ、その後、西欧諸国全体に広がりを見せた。ドイツでは、2008年で全世帯の約40％以上が権利保護保険に加入しているという普及率であり、保険の補償対象となる法分野も交通事故事案だけでなく、労使紛争、住宅紛争など多岐にわたるのが特徴的である。伝統的に法律扶助が充実していたイギリスにおいても、近年の財政悪化に伴う法律扶助の縮小化により、訴訟費用保険が目覚ましい普及を遂げている。

　　　我が国においては、自動車総合保険などに附帯される「弁護士費用担保特約」が最もよく普及し、かつ市民が活用する頻度の最も高い権利保護保険の一例といえる。

(2)　権利保護保険と司法アクセス

　　　司法アクセスと言った場合、文字通り相談したいときに弁護士が身近にいるかという意味での司法アクセスと、弁護士に依頼できるだけの費用を調達できるかという意味での費用面での司法アクセスという、2つの側面があるように思う。

　　　権利保護保険が、弁護士費用を保険金で賄うということを根本にする限り、費用面での司法アクセスについて心配が解消されることは言を俟たない。

　　　しかしながら、市民が権利保護保険を活用する場合であっても、相談ないし訴訟を担当する弁護士へ容易に到達できるかという問題は残る。

　　　権利保護を求める市民の身近に既にアクセス可能な弁護士が存在するのであれば問題はないと思われるが、そのような弁護士へのアクセスが困難な場合は、全国的な弁護士紹介を伴う権利保護保険が設定されるのでなければ、リーガルサービスは十分に実現されない。

　　　そこで日本弁護士連合会は、2000(平成12)年10月、日弁連リーガル・アクセス・センター(以下「日弁連ＬＡＣ」という。)を設立し、同センターは権利保護保険に基づく弁護士紹介依頼のための受け皿として重要な役割を果たすようになった。なお、「権利保護保険」という名称は、日弁連ＬＡＣの設立と同時に日弁連が商標登録を得たものである。

(3)　日弁連ＬＡＣの現状

　　　日弁連ＬＡＣは、2016(平成28)年11月現在15社の保険会社、共済及び少額短期保険事業者との間で権利保護保険の制度運営に関する協定を締結し、協定を結んだ保険会社等の依頼に基づき弁護士を紹介する仕組みを取っている。

　　　具体的には、日弁連ＬＡＣは損害保険会社の弁護士紹介依頼に基づき、利用者である市民(保険契約者及びその家族)の居住する地域に応じた各単位弁護士会に弁護士紹介を委託する。東弁においては、現在は法律相談センターが窓口となっているが、2011(平成23)年度より東弁内の弁護士紹介センターにおいてＬＡＣ事案担当弁護士名簿を備え付け、その名簿に基づいて弁護士を利用者に紹介するという手続が実施されることになった。さらに、2016(平成28)年4月からは、東弁内にリーガル・アクセス・センター運営委員会が設立され、権利保護保険に関する制度設計に関する議論、担当弁護士名簿の整備や研修などは同委員会によって専属的に運営されることになった。

　　　日弁連ＬＡＣを通じた弁護士紹介依頼件数は、運営開始当初から目覚ましく増加し、2011(平成23)年13,526件、2012(平成24)年18,116件、2013(平成25)年23,104件、2014年(平成26)年27,588件と増加の一途をたどり、2015年(平成27年)は31,382件と3万件を突破した。日弁連ＬＡＣと協定を結ぶ損害保険会社各社の弁護士保険販売件数も例年増加する一方である。

**(4)　権利保護保険の課題と展望**

① 権利保護保険の対象範囲の拡大

欧州の権利保護保険は、保険給付の対象となる法分野が多岐に広がっている。これに対し、日本の権利保護保険は、交通事故事案や日常被害事案に対象が限られてしまっている現状が長らく続いてきた。

　　　　ところが、近時、日本においても、特約ではなく単独商品として様々な法分野における弁護士費用をカバーする保険商品が登場し、2014(平成26)年11月、同商品を販売する保険会社(プリペンド少額短期保険株式会社)とも日弁連は協定を締結するに至った。

　　　　さらに、2015(平成27)年に入り、協定会社の一つである損害保険ジャパン日本興亜株式会社が、「弁護のちから」という名称の新しい権利保護保険を販売を開始し、同商品についても日弁連は弁護士紹介の対象とする保険とする協定を追加的に行った。同商品は、被害事故、遺産分割調停、離婚調停(遺産分割、離婚は調停申立を要件とする)、人格権侵害、借地借家、労働(オプション)の各分野に権利保護保険の対象を拡大させたものである。

　　　　このように対象範囲を拡大させた商品が次々に登場したため、弁護士会は、これまでの交通事故紛争等の偶発事故だけではなく、保険約款の許す限り様々な法分野について、迅速な弁護士紹介を可能とする体勢を整えることが急務となる。

　　　また、補償対象となる法分野の範囲が広がったことにより、被保険者の抱える悩みのためとなる事案について保険の適用を受けられるかが重要な問題となるが、保険適用の有無の判断の前提として、被保険者の悩みがそもそも法律問題に該当するかについての相談(初期相談)を弁護士が担う必要がある(日弁連は、前述のプリベント少額短期保険株式会社との間でかかる初期相談を行う弁護士を紹介する協定を締結し、東京弁護士会及び大阪弁護士会に試行的に実施されている。なお、西欧諸国での保険会社では、これを保険会社の担当者が実施しているのではないかという懸念があるが、これは日本では弁護士以外の有償法律相談となり弁護士法違反の危険が生じる。)。

② 権利保護保険を巡る紛争と対策(信頼される弁護士紹介態勢の必要性)

権利保護保険において、日弁連ＬＡＣは協定保険会社と協議の上、交通事故紛争等に関する弁護士費用については保険金支払基準を策定しており、保険会社及び担当弁護士はこれを尊重して弁護士費用を計算することになっている。

　　　その一方で、弁護士費用は依頼者と弁護士の間で自由に取り決めることが許されており、ときに保険金支払基準による金額との差額の扱いを巡って、弁護士と保険会社間で見解が相違することが見受けられる。

　　　日弁連ＬＡＣでは、こうした権利保護保険を巡る紛争について、調査をし、委員会としての意見を集約して、個別に解決を働きかけている。

　　　しかしながら、今後弁護紹介依頼件数が益々増加し、権利保護保険の適用範囲も拡大されるということになれば、日弁連ＬＡＣだけの対応では限界があろう。

　　　そこで、権利保護保険にかかる紛争処理を行う解決機関(たとえばＡＤＲ等の第三者組織としての解決機関)の設置がぜひとも必要である。

　　　さらに、近時、弁護士保険に関し弁護士費用のあり方について不当に高額ではないかといった観点から批判的な報道がなされることがある。弁護士保険制度の信頼を高めるためにも、弁護士費用のあり方について適正化が図られなければならない。

　　　また、担当弁護士の事務処理のあり方も保険契約者や、協定会社である保険会社等の信頼を損なうものであってはならない。保険契約者が抱いた担当弁護士に対する不満や苦情が、保険会社等に寄せられてしまい、その結果、保険会社等が弁護士会に対する信頼を損ない、協定を揺るがす事態になるというのがもっとも憂慮するべきことである。そのような事態に陥らないよう、弁護士会における研修体制の整備、登録名簿の質の充実、各担当弁護士の研鑽が強く求められる。

　　③　権利保護保険の周知

　　　　これまで述べたとおり、今や市民の費用調達方法として権利保護保険は欠かせない制度になっているが、弁護士紹介依頼件数が年々増加しているとはいえ、協定を結ぶ保険会社各社の弁護士保険販売件数に占める割合はまだまだ低いといわざるを得ない。

　　　　たしかに近年は、権利保護保険の普及により簡易裁判所における原告訴訟代理人選任率も年々高まっていると言われることがあるが、それだけ訴訟費用調達手段としての権利保護保険の認知度も高まってきたと指摘できる。

　　　　しかし、一般市民の中には自身が権利保護保険に加入しているかの認識を正しく持っていないために、権利行使が必要となる場面で権利保護保険を活用することを失念してしまっていることがあり得ることからすれば、弁護士が権利保護保険及びそれに伴う弁護士紹介手続について正確な知識を持ち、市民の訴訟費用等の調達方法について的確に情報を与えることは重要である。法律相談において、相談事案が権利保護保険適用の対象となるかについて、相談を受ける弁護士が常に相談者に確認することによって、権利保護保険の活用漏れということがないようにするべきである。